

引取業者・フロン類回収業者変更届 書類一覧

No.	提出書類
1	引取業者変更届出書（様式第二） フロン類回収業者変更届出書（様式第四）
2	添付書類（添付書類一覧の変更事項ごとに記載した添付書類）
3	誓約書（引取業者用又はフロン類回収業者用）

添付書類一覧

No.	変更事項	添付書類
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名	申請者を確認できる書類（いずれも発行日から3か月以内であること。） <ul style="list-style-type: none"> 申請者が個人である場合は、住民票の写し（本籍記載のあるもの。外国人にあっては国籍等記載のあるものとする。以下同じ。） 申請者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)）
2	事業所の名称及び所在地	事業所付近の見取図（地図）
3	引取業者のみ 使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> 使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法（残存フロン類の確認方法）を記載した書類 使用済自動車の構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を示した書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等）
4	フロン類回収業者のみ 回収しようとするフロン類の種類、設備の種類	変更に係るフロン類回収設備の種類及び能力を証明する書類、並びにその設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

※申請に必要な部数は **2部(提出用、控用)** ですが、控用はコピーでも結構です。

※住民票、登記事項証明書については、交付から3か月以内のものを添付してください。